

アジア経営戦略研究所「アジア・国際経営戦略学会の運営に関する規則」

2025 年 5 月 24 日制定

第1条（名称）この学会の名称は、「アジア・国際経営戦略学会」とする。

第2条（目的）この学会は、アジア経営戦略研究所定款第3条第1項「アジアビジネスに関する調査・研究」及び第3項「アジア主要都市でのセミナーの開催及び現地企業視察」の実現を目的とする。そのため、わが国およびアジア各国において、日本を含むアジア諸国での企業の国際的な戦略行動に関心を有する者に対して、アジア・国際経営戦略の諸問題について総合的な研究を促進・啓蒙・普及・教育する事業を行う。

第3条（事業）この学会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催による、アジア・国際経営戦略に関わる学術調査・研究事業
- (2) 講演会・セミナー・見学会の開催等によるアジア・国際経営戦略に関わる啓蒙・普及・教育事業
- (3) 研究成果を公表するための雑誌発行に関わる編集事業
- (4) その他、この学会の目的達成に必要な事業

第4条（運営）学会の運営は、アジア経営戦略研究所学会担当理事（以下、学会担当理事）が執り行う。

第5条（会員）この学会の会員は、次の3種とする。

- (1) 学会個人会員 この学会の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 学会学生会員 アジア・国際経営戦略を学ぶ高等教育機関在籍学生個人
 - (3) 学会名誉会員 この学会の目的に賛同し、学会が推薦する個人
- 2 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 3 学会個人会員及び学会学生会員は、入会に当たり入会金を納入し、各年度の総会において、アジア経営戦略研究所が定める会費を納入しなければならない。
- 4 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 5 会員は、退会届を学会担当理事に提出して、任意に退会することができる。
- 6 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この規則等に違反したとき。
 - (2) この学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 7 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第6条（総会）この学会に、学会個人会員の総意を反映するため、総会を置く。

- 2 総会は、学会個人会員をもって構成する。
- 3 総会は、毎年1回開催するものとするが、次の各号の一に該当する場合には臨時に開催する。
- (1) 学会担当理事が必要性に基づいて招集を求めたとき。
 - (2) 学会個人会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- 4 総会の議長は、学会担当理事がこれに当たる。
- 5 総会は、学会個人会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 6 総会の議事は、出席した学会個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 学会個人会員の表決権は、平等なるものとする。
- (1) やむを得ない理由のため総会に出席できない学会個人会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の学会個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) 前項の規定により表決した学会個人会員は、本条 5 及び同 6 の適用については、総会に出席したものとみなす。
- (3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する学会個人会員は、その議事の議決に加わることはできない。
- 8 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7条（運営委員会）この学会に、学会担当理事を補佐し、学会の各種活動に関する諸事項を協議するため、運営委員会を置く。

2 学会担当理事は、学会個人会員から若干名を運営委員として指名する。

3 運営委員会の委員長は学会担当理事とする。

第8条（編集委員会）この学会に、学会が発行する雑誌の編集を担う、編集委員会を置く。

2 学会担当理事は、学会個人会員から若干名を編集委員として指名する。

3 編集委員会の委員長は学会担当理事とする。

第9条（会計業務）この学会の会計は、アジア経営戦略研究所が原則に従って行うものとする。

2 この学会の事業計画案及びこれに伴う収支予算案は、学会担当理事が作成し、アジア経営戦略研究所によって審議の上で決定される。

3 学会担当理事は総会において、前項で決定された事業計画と収支予算を報告しなければならない。

第10条（事業年度）この学会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

第11条（規則の変更）この規則を変更しようとするときは、総会に出席した学会個人会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

2 総会で議決されたこの規則の変更案は、アジア経営戦略研究所が審議の上で決定する。

附則

1 この規則は、令和 7 年 5 月 24 日から施行する。

2 この規則の制定当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

3 この規則の制定当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|----------|----------|
| (1) | 入 会 金 | 無料 |
| (2) | 学会個人会員会費 | 10,000 円 |
| (3) | 学会学生会員会費 | 無料 |
| (4) | 学会名誉会員会費 | 無料 |